

令和4年度

瀬戸内市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和5年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和4年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和4年度の瀬戸内市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和5年8月

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫
同 廣 田 均

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	報告等の表現方法	2
第 7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	4
(2)	個別意見	6
ア	決算書等の表示が適正でないもの	6
(ア)	支出費目が適正でないものについて	6
(イ)	財産に関する調書の表示が適正でないものについて	7
イ	予算の執行等が適正でないもの	8
(ア)	収入未済額の繰越に係る事務が適正でないものについて	8
(イ)	同一業者に対し、同一時期に複数の支払いをしているものについて	10
(ウ)	所有者不明物撤去に係る経費の支払いをしているものについて	12
3	決算の概要	13

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「-」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・ 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和4年度瀬戸内市一般会計

令和4年度瀬戸内市国民健康保険特別会計

令和4年度瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計

令和4年度瀬戸内市介護保険特別会計

令和4年度瀬戸内市後期高齢者医療特別会計

令和4年度瀬戸内市土地開発事業特別会計

令和4年度瀬戸内市企業団地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和4年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和4年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。審査にあたっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分
の適正性、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和5年6月30日から同年8月18日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

（1）各会計歳入歳出決算

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、前記の着眼点及び主な実施内容により審査した限りにおいて、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。なお、決算の表示及び予算の執行について、個別意見に記載したように一部に誤りや是正・改善すべき事項が認められた。

（2）財産に関する調書

審査に付された財産に関する調書は、おおむね適正に表示されているものと認められた。

（3）基金の運用状況

基金の運用の状況を示す書類は証書類と符合し適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用もおおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

瀬戸内市の令和4年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計357億4万余円、歳出計346億3934万余円となっている。

一般会計については、歳入256億7438万余円、歳出249億1343万余円となっており、歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億6094万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源である1億1640万余円を差し引いた実質収支は6億4454万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の22.2%を占める市税については、収入済額が56億9159万余円（調定額に対する収入済額の割合97.0%）となっており、令和3年度と比べると2億589万余円の減少となっている。また、令和4年度における市税の収入未済額は1億6212万余円となっており、平成30年度と比べ4326万余円増加している。収入未済額の直近5年間の推移を見ると年々増加していることから、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算現額277億3623万余円に対し、支出済額は歳出249億1343万余円（執行率89.8%）となっており、ここから翌年度繰越額15億9137万余円を差し引いた不用額が12億3141万余円となっている。令和3年度と比べ増加額が最も大きかったものは、民生費の9億6819万余円の増加で、その主な要因は、社会福祉費の増加によるもので、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の各種給付金の支給によるものである。

瀬戸内市の令和4年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.56となっており、令和3年度と比べ0.01ポイント下回っている。ここ2年、悪化の傾向がみられることから、今後も注視していく必要がある。また、経常収支比率については、86.9%で、令和3年度と比べ5.1ポイント悪化しており、過去5年で最大となっている。財政の硬直化を進行させないため、経常収支比率の悪化の要因を分析し、状況の改善を図っていく必要がある。

令和4年度の決算審査においては、支出費目が適正でないもの、財産に関する調書の表示が適正でないもの、収入未済額の繰越に係る事務が適正でないもの、同一業者に対し同一時期に複数の支払いをしているもの及び所有者不明物撤去に係る経費の支払いをしているものが見受けられた。

イ 意見

令和4年度における決算審査の結果や個別意見をふまえ、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

支払いの遅延利息の支出費目が適正でないものについては個別意見で指摘しているが、それ以外の部署においても支払い遅延利息が発生している。そもそも、遅延利息は適切な時期に支出を行っていけば生じないものであるため、このような不必要な支出が生じないよう事務担当者及び決裁者のチェックの仕組み等について検討するとともに、やむを得ず遅延した場合も、通常支払以外の日程での支払の可否を含めて会計部門に相談の上、遅延損害金額が増加しないよう可及的速やかに支出する必要がある。

財産に関する調書（以下「財産調書」という。）においては、毎年何らかの意見をしている状況であるが、今年度も、増減のあった財産の記載漏れや、同一物品の計上区分が統一できていない等の事態が見受けられた。財産調書は、市民から託された貴重な市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものである。このため、市は、再度職員に対して財産調書の概要及び重要性や記載の基準等を明確に周知するとともに、記載に関する適切なルールや基準を構築した上で、それらを順守するための仕組みづくりを行い、各部署において所管する財産を適正に管理する必要がある。また、財産調書の作成のため資料を取りまとめする際にも、作成したルール等が正しく運用されているか、提出された資料がルール等に基づき作成されているかなど、内容を精査するとともに、収入伝票及び支出伝票等と資料を突き合わせて確認することにより異動確認を行うなど、適正な財産調書が作成されるよう改善する必要がある。

収入未済額の繰越に係る事務について、最終的には是正され、令和4年度決算書は正しく作成されているが、事務の過程において、誤りが生じたり、誤りが生じかねない事態となっていた。事務の基本に立ち戻り、前年度から繰り越すべき額を調定し、その後に必要な変更調定を行うことにより、わかりやすく、誤りを生じさせないような手法で事務を執行する必要がある。また、担当者が人事異動等により変更となった場合でも事務の水準を一定に保つために、チェックリストやマニュアルの作成等について検討する必要がある。

同一業者に同一時期に複数の支払いをしているものについては、市民から、恣意的に随意契約としているとの疑義を生じないように、客観的、合理的な説明ができるよう整理した上で、事務を行う必要がある。

所有者不明物撤去に係る経費の支払いをしているものについては、対象物を市が撤去する

ことができる法的根拠を整理した上で、後日、問題が生じた場合にも、疑義を招かず、また、法的に対応可能となるよう対応しておく必要がある。

なお、会計事務の全般に言えることであるが、各担当者や決裁者の人事異動が生じても一定の水準で事務が執行できるよう、決算事務を含めたチェックリストや業務マニュアル等の作成、活用について検討し、誤りがあった場合も、早期に発見し、関係部署と協議の上、早急に是正できる体制づくりを行うなど、より適正な事務の執行が可能となるよう改善していく必要がある。

最後に、市は「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を目指し、多様化する社会や市民ニーズに対応するため各種施策に取り組んでいるが、諸物価の高騰や新たな行政需要などへの対応に多額の経費が必要となることが見込まれる。今後も、財政の健全性を維持しつつ、市民が安心して生活するための施策を推進し、変化を続ける社会情勢に柔軟に対応できるよう取り組んでいくことが必要である。

(2) 個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

(ア) 支出費目が適正でないものについて

地方自治法¹（昭和22年法律第67号）によると、歳出予算は、目的に従って款項に区分することとされ、地方自治法施行令²（昭和22年政令第16号）によると、歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準として、これを定めなければならないとされ、地方自治法施行規則³（昭和22年内務省令第29号）によると、支出予算の区分として、款、項、目、節が定められている。また、瀬戸内市予算規則⁴（平成16年規則第45号）によると、歳出予算の節の区分は、地方自治法施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとするとされ、会計事務の手引き（令和4年5月改定版）によると、節のうち需用費とは、事業の執行に伴う物品の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費される性質のものであり電気使用料等を含むものとされ、また、節のうち補償、補填及び賠償金は、補償金、補填金、賠償金に分かれ、賠償金とは、市がその職務を行うについて、他人に損害を与えた場合に、その損害を補填するために支払う経費とされている。

令和4年度一般会計歳入歳出事項別明細書の需用費の支出額について審査したところ、総務学務課は、8月分の電気使用料のうち、小学校分2,130,217円、長船中学校及び牛窓中学校分781,856円の2件について、受領後30日以内を納期限とする令和4年9月6日発行の請求書により、需用費から支出するために令和4年11月15日付けで支出負担行為決議兼支出命令書を起票し、出納室は令和4年11月21日に支出した。その際に発生した遅延利息計36,694円（小学校分26,841円、中学校分9,853円）について、11月分の電気使用料請求書に添付された電気料金計算内訳書に遅延利息として記載されていたにもかかわらず、補償、補填及び賠償金で支払うことなく、需用費から支出した。

このように、本来支出すべき予算科目と異なる科目で支出したことは、法令等に違反しており、令和4年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の表示の一部が適正でない認められる。

¹ 地方自治法第216条

² 地方自治法施行令第147条第1項

³ 地方自治法施行規則第15条第2項

⁴ 瀬戸内市予算規則第5条第2項

(イ) 財産に関する調書の表示が適正でないものについて

市は、決算にあたり、地方自治法施行令⁵（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則⁶（昭和22年内務省令第29号）において様式が規定されており、土地及び建物等については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

令和4年度の財産調書について審査したところ、土地については、行政財産のその他の土地の決算年度中増減高の数値や、普通財産のその他の土地の決算年度中増減高の数値が、契約管財課が参考として提出した異動集計表の数値と合致していなかった。また、物品では、各学校が購入した電子黒板について、事務用機械器具類に計上がされていないものや、物品登録区分が事務用機械類や事務用器具類など統一されていない事態が見受けられた。さらに、船舶車両類の自動四輪車類に、市が購入した中型バス2台が計上されていないことがあった。

したがって、土地及び物品に誤った決算年度末現在高等が記載されていることから、令和4年度の財産調書の表示の一部が適正でないと認められる。

なお、財産調書は、監査委員より指摘した事項を修正されたものが決算書に付されている。

財産調書は、市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであり、正確に記載することが極めて重要である。

平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和3年度と4年も誤っていたにもかかわらず、本年度も財産調書に誤りが発見されたことから、市は、職員に対し、財産調書の重要性について改めて周知徹底を図るとともに、財産調書の作成にあたっては、財産調書に記載する財産についてのルールを明確化するとともに全職員に対し周知徹底し、財産を所有する各部署における確認や、調書の作成方法の改善など、財産に関する情報を適切に把握、管理できる体制に改善する必要がある。

⁵ 地方自治法施行令第166条第2項

⁶ 地方自治法施行規則第16条の2

イ 予算の執行が適正でないもの

(ア) 収入未済額の繰越に係る事務が適正でないものについて

瀬戸内市会計規則⁷（平成16年規則第46号）では、歳入徴収者は、既に調定した歳入のうち当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならないもの（不納欠損として処理したものを除く。）は、当該期日の翌日において翌年度の調定額に繰り越さなければならないとされている。

令和4年度一般会計及び各特別会計決算の審査にあたり、令和3年度の収入未済額を令和4年度へ繰り越す調定書を確認したところ、次のような事態が見受けられた。

<事例1>

税務課は、令和3年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書では、個人市民税滞納繰越分の収入未済額が21,153,755円としていたが、確定按分率との差額1,717円を減額した21,152,038円を繰越額として調定し、令和3年度の収入未済額と令和4年度への繰越額が不一致となっていた。（表1参照）

表1 個人市民税滞納繰越分の状況 (単位：円)

令和3年度 収入未済額	令和4年度 調定額	差額
21,153,755	21,152,038	△1,717

<事例2>

税務課は、令和3年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書では、軽自動車税滞納繰越分の収入未済額が2,827,350円としていたが、令和3年度に誤りのあった4,800円を増額した2,832,150円を繰越額として調定し、令和3年度の収入未済額と令和4年度への繰越額が不一致であるにもかかわらず、2,832,150円が適正な繰越額であると誤認していた。（表2参照）

表2 軽自動車税 滞納繰越分の状況 (単位：円)

令和3年度 収入未済額	令和4年度 調定額	差額
2,827,350	2,832,150	4,800

このように、令和3年度収入未済額を令和4年度の調定額に繰り越さなければならないにもかかわらず、正しく繰越調定の事務をしていなかったことは、法令等に違反しており、適正でないと認められる。

なお、令和4年度の一般会計歳入歳出決算書は正しいものとなっている。

また、税務課は、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計においても、同様に令和4

⁷ 瀬戸内市会計規則第28条

年度における繰越額に増額調定分を加算した額で調定していたが、令和3年度の収入未済額が令和4年度の繰越額であることは認識されていた。ただし、繰越調定と繰越後の増減額調定を同一の調定書で行うことにより、事例のような誤りが生じる可能性が高いと考えられることから、前年度収入未済額と繰越額が一致していることが容易に確認できる形で事務を行うことについて検討する必要があると認められる。

(イ) 同一業者に対し、同一時期に複数の支払いをしているものについて

瀬戸内市契約規則⁸（平成16年規則第50号。以下「契約規則」という。）では、随意契約とすることができる金額は、工事又は製造の請負の場合は130万円、契約規則に規定がないものについては50万円を超えないものとされ、随意契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴しなければならないとされている。また、予定価格が50万円未満の工事請負契約又は30万円未満の委託契約を締結するときは、契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他の者から見積書を徴しないことができるとされている。

そこで、令和4年度の一般会計及び各特別会計の支払に係る伝票のうち、1件50万円未満の修繕等に係る伝票を抽出し確認したところ、予定価格が2人以上から見積書を徴さなければならないとされる金額を下回る額に分割して、同じ契約の相手方に発注していると認められる契約が、表3のとおり計7件、1,601,600円見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

邑久小学校は、校門門扉の修繕に係る2件の工事請負契約を行い、計825,000円を支払っていた。2件の契約はいずれも2人以上から見積書を徴さなければならないこととされている工事請負契約の予定価格50万円を超えないものとなっている。

しかし、2件の契約は、同一施設内の同種の対象物に係る修繕を、ほぼ同一時期に、同一の履行期限で同じ契約の相手方と契約して実施しており、複数の契約に分割しなければならない理由はなく、一括して発注すれば、2人以上から見積書を徴することによる競争性の確保を図ることが可能であったと認められる。なお、当該2件の契約を1件として発注していない理由は、門扉の形状等が異なるためとの説明であった。

邑久小学校正門



邑久小学校北門



⁸ 瀬戸内市契約規則第26条第1号、同条第6号、第27条第1項、同条第2項第2号

<事例 2>

建設課は、排水ポンプに係る 3 件の委託契約を行い、計 435,600 円を支払っていた。

3 件の契約はいずれも 2 人以上から見積書を徴さなければならないこととされている委託契約の予定価格 30 万円を超えないものとなっている。

しかし、3 件の契約は全て錦海塩田跡地排水ポンプに関連する契約であり、ほぼ同一時期であったり、施設内の複数個所で同一内容の点検について、時期をずらして実施する等の理由から別々に契約して実施されており、業務履行期間の調整により対応できると推察されることから、複数の契約に分割しなければならない理由はなく、一括した発注とすれば、2 人以上から見積書を徴することによる競争性の確保を図ることが可能であったと認められる。

このように、予定価格が一定金額を下回るよう少額に分割して、同一の契約相手方に発注するなどの契約事務を行っている事態は適切とは認められず、令和元年度の決算審査でも述べたように、法令等を遵守して、透明性、公正性及び競争性を確保し、適正な契約事務の執行を図る必要があると認められる。

また、複数の請求書により支払うことは、支払総額の誤りや、決裁者や会計管理者部局の業務負担を招くことにもつながることから、市全体としての効率的な業務の在り方を検討する必要があると認められる。

これらの事態が生じたのは、各所属において、契約事務に携わる職員数が限られている環境の中で、他の部署の負担が増加したとしても、担当者の事務手続の省力化や事務の効率化が図られるのであれば多少の手続の瑕疵は許されるとするなど、法令に従って事務を適正に執行することの重要性に対する認識が欠けていたためと認められる。

表3 同一業者に対し、同一時期に複数の支払いをしているもの

NO.	所属名	金額 (円)	件名	支出日	業者	業者ごとの支出額計(円)
1	邑久小学校	418,000	正門門扉修繕	R4.9.26	A	825,000
2	邑久小学校	407,000	北門門扉修繕	R4.9.26		
3	建設課	159,500	4-11-1 排水ポンプ1号機、4号機点検、試運転調整業務	R4.7.11	B	435,600
4	建設課	116,600	4-11-2 排水ポンプ用真空ポンプ補給水槽交換修理業務	R4.7.11		
5	建設課	159,500	4-11-5 排水ポンプ2号機、3号機点検、試運転調整業務	R4.7.11		
6	建築住宅課	44,000	R4-42 市営住宅ルーフドレン配管清掃修繕業務	R5.4.24	C	341,000
7	建築住宅課	297,000	R4-43 市営住宅太陽ヒーター撤去及びシャワー設備(風呂釜撤去)修繕業務	R5.4.24		
計						1,601,600

(ウ) 所有者不明物撤去に係る経費の支払いをしているものについて

瀬戸内市市営住宅条例⁹（平成16年条例第158号）では、市長は、入居者が行う市営住宅の模様替え等を承認する場合は、入居者が当該市営住宅を明け渡すときに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするとされている。また、入居者が市長の承認を得ずに市営住宅を模様替えしたときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならないとされている。

令和4年度一般会計及び各特別会計決算の審査にあたり、住宅管理費の修繕料4,259,022円のうちから任意に抽出し審査、確認したところ、建築住宅課は、市営住宅の屋上に設置してある太陽熱温水器等設備一式の撤去及び浴室給湯設備設置等修繕を令和5年3月10日に業者に依頼し、事業の完了を令和5年3月31日に検収し、その経費297,000円を令和5年4月24日に支出していた。

しかし、当該太陽熱温水器は市が設置したものではなく、過去の入居者が設置したものであり、本来は設置した入居者が自己の費用で撤去すべきものであるにもかかわらず、同課は、法的根拠を確認することなく市費をもって撤去していた。

したがって、設置した入居者が撤去すべきものを市が撤去し、その経費を支出していることは、予算の執行が適切でないと認められる。

⁹ 瀬戸内市市営住宅条例第29条

3 決算の概要

令和4年度の瀬戸内市一般会計及び各特別会計の決算額は、表4、表5のとおり、歳入計357億4万余円（予算対比93.2%）、歳出計346億3934万余円（予算対比90.4%）となっている。

一般会計については、歳入256億7438万余円、歳出249億1343万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、7億6094万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源1億1640万余円を差し引いた実質収支は、6億4454万余円となっている。

特別会計については、瀬戸内市国民健康保険特別会計ほか5特別会計の歳入総額は100億2565万余円、歳出総額は97億2591万余円、形式収支は2億9974万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源461万余円を差し引いた実質収支は、2億9513万余円となっている。

表4 令和4年度決算の状況

(単位:円)

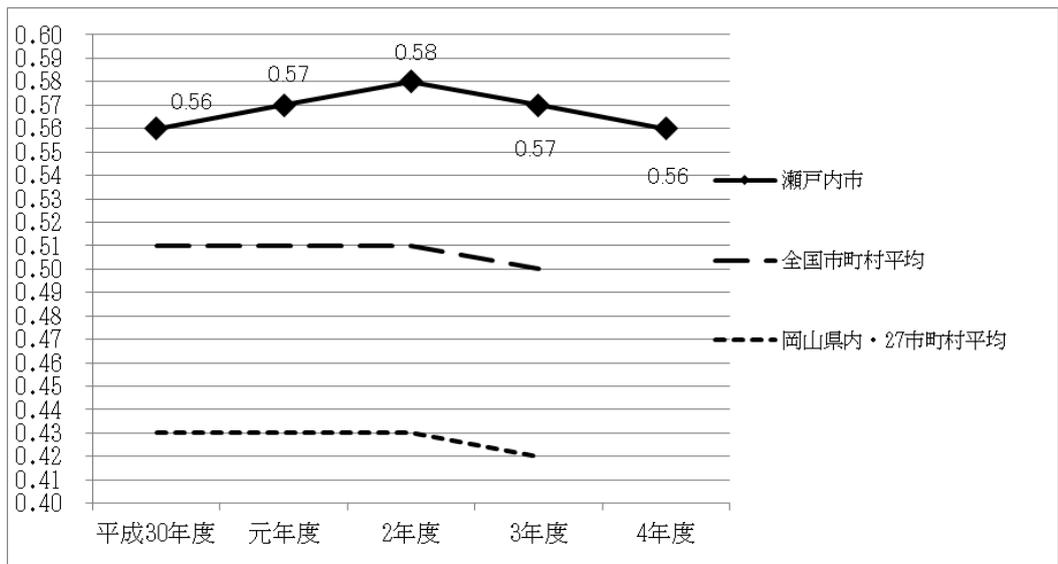
区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌年度へ繰り 越すべき財源	実 質 収 支
一 般 会 計	25,674,385,465	24,913,437,676	760,947,789	116,401,100	644,546,689
特 別 会 計 合 計	10,025,656,831	9,725,910,158	299,746,673	4,615,380	295,131,293
国民健康保険特別会計	4,305,246,593	4,304,479,909	766,684	—	766,684
国民健康保険診療施設 兼掛診療所特別会計	20,854,053	20,653,860	200,193	—	200,193
介護保険特別会計	4,526,626,838	4,274,015,392	252,611,446	4,615,380	247,996,066
後期高齢者医療 特別会計	626,656,661	626,325,798	330,863	—	330,863
土地開発事業特別会計	46,837,160	999,673	45,837,487	—	45,837,487
企業団地造成事業 特別会計	499,435,526	499,435,526	0	—	0
総 計	35,700,042,296	34,639,347,834	1,060,694,462	121,016,480	939,677,982

表5 予算に対する執行率

(単位:円、%)

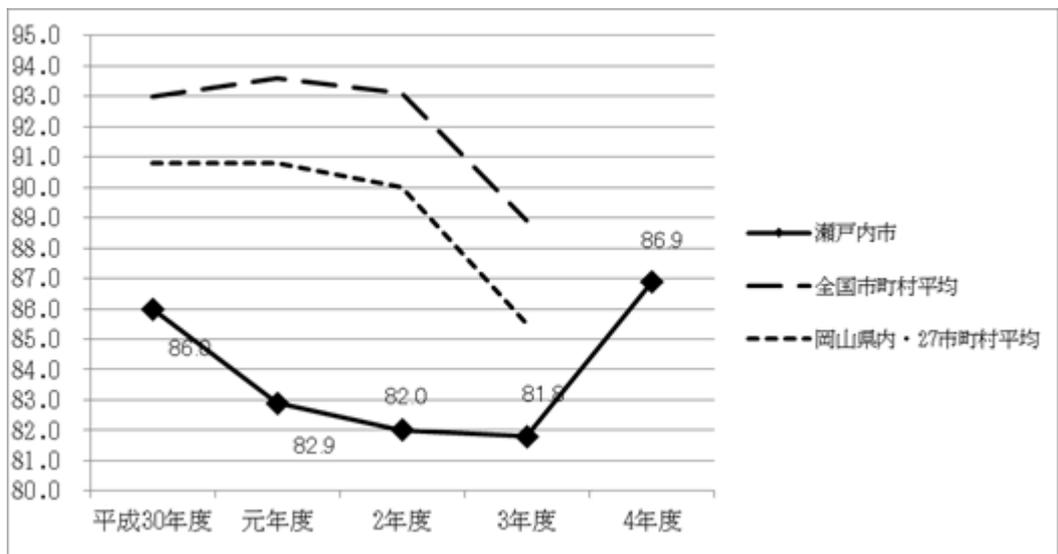
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	27,736,233,484	92.6	89.8
特 別 会 計 合 計	10,578,439,000	94.8	91.9
総 計	38,314,672,484	93.2	90.4

図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。
 (注2) 令和4年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。
 (注2) 令和4年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。